

函館市における開発許可申請に係る添付図書一覧および標準処理期間

● 開発行為 事前審査申請 添付図書一覧 《提出部数は、各2部》

書 面		法：都市計画法，施行令：都市計画法施行令，規則：都市計画法施行規則，細則：函館市都市計画法施行細則								
添付 順序	図 書 の 名 称	法 令	様 式	明 示 す べ き 事 項		留 意 事 項	自 己 用			非自用 その他
							居住	1ヶ月未満 業務	1ヶ月以上 業務	
1	開発行為事前審査申請書			①申請年月日 ②申請者住所・氏名 ③開発区域に含まれる地域の名称 ④開発区域の面積 ⑤予定建築物等の用途 ⑥開発区域の地域地区等 ⑦設計者の住所・氏名 ⑧法第34条の該当号および該当する理由 ⑨その他必要な事項		②電話番号を付記すること。 ②申請者が法人の場合，代表者氏名を付記すること。 ③区域内の全地番を記載すること。 ③工区に分けた場合は，工区毎に全地番を記載すること。 ④工区に分けた場合は，工区毎に記載すること。 ⑤建築確認の際に，用途を判別できる表記とすること。 ⑦設計者が法人の場合は，代表者氏名を付記すること。 ⑦電話番号を付記すること。 ⑧該当理由として，過去の経緯，現在の状況等を具体的に記載すること。	○	○	○	○
2	申請者の信用に関する書類	法33-1-12)		申請者が個人	①申請者の住民票 ②誓約書		×	×	○	○
				申請者が法人	①法人の履歴事項証明書 ②誓約書 ③役員全ての住民票	①現在事項で可。 ③役員の範囲は，法人の業務を執行する者および事業について決定権を有する者。	×	×	○	○

図 面
「●開発行為許可申請添付図書一覧」における添付図面と同じ（全ての添付図面が必要）

● 開発行為 許可申請に係る標準処理期間

事 項	標準処理期間
開発行為の許可（事前審査を含む）	1 3 5 日
開発行為の変更許可	7 5 日

※ 標準処理期間には，休日を含まない。

● 開発行為 許可申請（本審査） 添付図書一覧 《提出部数は、正本および副本各1部》

書 面 1 / 3		法第29条第1項および第2項		法：都市計画法，施行令：都市計画法施行令 規則：都市計画法施行規則，細則：函館市都市計画法施行細則					
添付 順序	図 書 の 名 称	法 令*	様 式	明 示 す べ き 事 項	留 意 事 項	自 己 用			自 己 其 他
						居住	1 以 上 の 業 務	1 以 上 の 業 務	
1	開発行為 許可申請書	法30-1 規則15 規則16-1	施行令 別記様式 第2号 または 施行令 別記様式 第2号の2	①申請年月日 ②手数料 ③申請者住所・氏名 ④開発区域に含まれる地域の名称 ⑤開発区域の面積 ⑥予定建築物等の用途 ⑦工事施行者住所・氏名 ⑧工事着手予定年月日 ⑨工事完了予定年月日 ⑩自己の居住または業務の用に供するものか否かの別 ⑪法第34条の該当号および該当する理由 ⑫その他必要な事項	②函館市手数料徴収条例第2条第8号に掲載された金額に留意すること。 ③申請者が法人の場合、代表者氏名を付記すること。 ③電話番号を付記すること。 ④区域内の全地番を記載すること。 ④工区に分けた場合は、工区毎に全地番を記載すること。 ⑤求積図，設計説明書等の数値と一致すること。 ⑥建築確認の際に、用途を判別できる表記とすること。 ⑦工事施行者が法人の場合、代表者氏名を付記すること。 ⑦電話番号を付記すること。 ⑨工事の規模等から判断し適正な期間を設定すること。 ⑩「自己の居住」，「自己の業務」または「その他」と記入する。「その他」の場合には、具体的な目的をカッコ内に付記すること（例：宅地分譲）。 ⑪該当理由は、過去の経緯，現在の状況等を具体的に記載し，必要に応じて根拠となる資料を添付すること。 ⑫農地法，森林法等の他の法令に基づく許認可等を要する場合は，その手続状況を記載すること。	○	○	○	○
2	事前審査指導 通知書の写し	細則7-(9)			○事前審査指導通知日から3箇月を経過した場合は，新たに事前審査を受けること。 ○事前審査指導通知書に記載のあった指導事項が全て対応済みであることを確認すること。	○	○	○	○
3	法人の 履歴事項証明書，定款	細則7-(9)			○申請者が法人の場合添付すること。 ○事前審査で提出済みのものは省略可。	×	○	○	○
4	設計説明書	法30-1-(3) 規則16-2 規則16-3 細則4	細則別記 第3号様式	①施行地区名 ②設計の方針 ③工区の区分 ④開発区域内の土地の現況 ⑤土地利用計画 ⑥公共施設の整備計画	①区域内の全地番を記載すること。 ①工区に分けた場合は，工区毎に全地番を記載すること。 ②開発行為の目的，開発区域内の地形，土質，出水状況，開発区域と周辺の利便上の関連，計画人口，街区の取り方，平均的区画割りの規模等の土地利用上特に留意した点を記載すること。 ③ 開発区域を工区に分けた場合，工区名称，工区内地番，工区面積を記載すること。 ④地目別・所有者別面積等を記載すること。 ⑤工区に分けた場合は工区別内訳書を添付すること。 ⑤「その他の用地」欄は，がけ面などの未利用地の面積を記載すること。 ⑥公共施設の管理者となるべき者を記載すること。 ⑥公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を記載すること。 ⑥「給水施設」欄には，水道の種別（公設・私設・専用水道の別）を記載すること。	×	○	○	○

法：都市計画法，施行令：都市計画法施行令
規則：都市計画法施行規則，細則：函館市都市計画法施行細則

[illegible]

書 面 3 / 3		法第 2 9 条第 1 項および第 2 項		法：都市計画法，施行令：都市計画法施行令 規則：都市計画法施行規則，細則：函館市都市計画法施行細則						
添付 順序	図 書 の 名 称	法 令*	様 式	明 示 す べ き 事 項		留 意 事 項	自 己 用			非 自 己 用 の 他
							居住	1ヶ月未満業務	1ヶ月以上業務	
1 2	宅地利利用計画書	細則7-(4)	細則別記 第 7 号様式			○ 宅地分譲を目的とした場合添付すること。	×	×	×	○
1 3	申請者の 資力・信用に 関する書類	法33-1-(12) 細則7-(5)ア 細則7-(5)イ		申請 者 が 個 人	①申請者の事業経歴書 ②納税証明書 ③事業者情報（会社概要）および 関連法人等を記した書面 ④その他市長が必要と認めた書類 ⑤固定資産の価格の証明書	③所得税に関するもの。 ⑥申請日の 3 ヶ月以内の発行のもの。	×	×	○	○
				申請 者 が 法 人	①申請者の事業経歴書 ②納税証明書 ③事業者情報（会社概要）および 関連法人等を記した書面 ④その他市長が必要と認めた書類 ⑤財務諸表（貸借対照表・損益計 算書）	①直前の決算期のもの。 ②法人事業税に関するもの。 ⑤直前の決算期のもの。	×	×	○	○
1 3	工事施行者の 能力に関する 書類	法33-1-(13) 細則7-(6)		①工事施行者の登記事項証明書 ②工事経歴書 ③建設業の許可通知書		①現在事項で可。 ○工事施行者が共同企業体の場合は協定書 に加え，全構成員の①～③を添付するこ と。	×	×	○	○
1 4	現況写真	細則7-(9)		①現況写真 ②現況平面図		①開発区域全体が把握できるもの。 ②撮影方向を明記したもの。	○	○	○	○
1 5	許可権者が 必要と認め 指定する図書	細則7-(9)					○	○	○	○

図 面 1 / 7		法第29条第1項および第2項			法：都市計画法，施行令：都市計画法施行令 規則：都市計画法施行規則，細則：函館市都市計画法施行細則				
添付 順序	図 書 の 名 称	法 令*	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	留 意 事 項	自 己 用			自 用 其 他
						居住	1ヶ月未満業務	1ヶ月以上業務	
1	開発区域位置図	規則16-3 規則17-1-(1) 規則17-2	1/25,000以上	①地形図 ②方位および縮尺 ③開発区域の位置 ④工区の境界等 ⑤関連工事の区域	①1/25,000の都市計画図と同等以上のものを使用すること。 ③朱書きすること。 ④区域面積が大きいときに表示すること。 ⑤必要に応じて表示すること。	○	○	○	○
2	開発区域区域図	規則16-3 規則17-1-(2) 規則17-3	1/2,500以上	①土地の町名・地番および形状 ②方位および縮尺 ③開発区域の境界 ④工区の境界等	①現況図と地番図を重ねたもの。 ①図中の町丁目の名称を記載すること。 ①開発区域周辺（300m程度）も把握できるものとする。 ③開発区域は朱線で明示すること。	○	○	○	○
3	現況図	規則16-3 規則16-4	1/2,500以上	①地形，建築物および工作物 ②方位および縮尺 ③開発区域の境界 ④工区の境界等 ⑤開発区域内および開発区域の周辺の公共施設（色分け又は凡例） ⑥施行令第28条の2第1号に規定する樹木または樹木の集団 ⑦施行令第28条の2第2号に規定する切土または盛土を行う部分の表土の状況	①標高差2mの等高線およびその標高を表示すること。 ①開発区域周辺の状況も記載すること。 ③開発区域は朱線で明示すること。 ④3以上の工区を設ける場合は，色塗り等を行うこと。 ⑤公共施設としては，道路，公園，下水道，緑地，広場，河川，水路，消防の用に供する貯水施設等について記載すること。また，施設毎および管理者毎に色分けをして記入するとともに，凡例も表示すること。 ⑥面積が1ha以上の場合に表示すること。 ⑦面積が1ha以上の場合に表示すること。	○	○	○	○
4	地番図 （求積図）	細則7-(9)	1/1,000以上	①方位および縮尺 ②開発区域の境界 ③工区の境界 ④開発行為に関する工事に係る区域 ⑤地番および土地所有者 ⑥開発区域求積図 ⑦新旧公共施設求積図（許可権者が必要と認めたとき） ⑧区域割求積図（許可権者が必要と認めたとき） ⑨公図の調査年月日	②朱書きすること。 ②隣地境界線，道路境界線などの種別を付記すること。 ③工区の名称も記載すること。 ⑤地番に土地所有者名を記載すること。 ⑤公共施設管理者名も記載すること。 ⑤開発区域周辺の地番および所有者名も記入すること。 ⑥求積方法・算式を記載すること。	○	○	○	○

図 面 2 / 7		法第29条第1項および第2項			法：都市計画法，施行令：都市計画法施行令 規則：都市計画法施行規則，細則：函館市都市計画法施行細則				
添付 順序	図 書 の 名 称	法 令*	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	留 意 事 項	自 己 用			自 用 其 他
						居住	1 住 宅 用 途	1 以 上 の 業 務	
5	土地利用計画図	規則16-4	1/1,000 以上	①方位および縮尺 ②凡例 ③開発区域の境界 ④工区の境界 ⑤開発行為に関する工事に係る区域 ⑥用途地域の名称・境界 ⑦特別用途地区の名称・境界 ⑧地区計画の名称・境界および細区分 の名称・境界 ⑨道路，公園，その他公共の用に供す る空地および公共施設の位置および 形状 ⑩敷地の形状 ⑪宅地の整理一連番号 ⑫宅地内の宅地排水 ⑬公益的施設の位置 ⑭施行令第28条の2第1号に規定する 樹木または樹木の集団 ⑮施行令第28条の3本文に規定する緩 衝帯の位置・形状 ⑯工作物の寸法，材質，高さ，延長等 ⑰開発区域内の着色 ⑱建築面積・延床面積・用途・構造	③朱書きすること。 ③隣地境界線，道路境界線などの種別を付 記すること。 ⑥2以上の用途地域が指定されている場合 に記載すること。 ⑩建築物等の敷地の形状および面積を記載 すること。 ⑩分譲の場合は宅地の整理一連番号を付記 すること。 ⑪分譲の場合に必要。 ⑫宅地ごとに宅地排水（水勾配）を青色矢 印で表示する。 ⑭面積が1ha以上の場合に表示する こと。 ⑮面積が1ha以上の場合に表示する こと。 ⑯工作物も省略せず記載すること。 ⑰盛土法面：黄色，切土法面：茶色，河川 等：水色，擁壁：赤色，道路：橙色，公 園・緑地：緑色で適宜着色すること。 ⑱予定建築物を明示する場合のみ必要	○	○	○	○
6	造成計画平面図	規則16-4	1/1,000 以上	①方位および縮尺 ②凡例 ③開発区域の境界 ④工区の境界 ⑤開発行為に関する工事に係る区域 ⑥縦横断線の位置および記号 ⑦法面の処置の内容・土工定規図 ⑧切土または盛土をする土地の部分 ⑨がけまたは擁壁の位置 ⑩道路，公園，その他公共の用に供す る空地および公共施設の位置および 形状 ⑪敷地の形状 ⑫宅地の整理一連番号 ⑬宅地内の宅地排水 ⑭表土の復元等の措置を講ずる部分 ⑮その他必要な測点，ベンチマーク， 施設等 ⑯開発区域内の着色	③朱書きすること。 ⑥造成計画断面図を作成した場合に必要， その断面箇所を明記すること。 ⑦土工定規図には，張芝，勾配，高さなど を記載すること。 ⑧盛土の施工方法（例：30cm以下の層 に分けて土を盛り，ローラー等で十分に 締め固める）を付記する。 ⑨擁壁の種類，高さ，延長，材料等を表示 する。 ⑪建築物等の敷地の形状および面積を記載 すること。 ⑪分譲の場合は宅地の整理一連番号を付記 すること。 ⑫分譲の場合に必要。 ⑬宅地ごとに宅地排水（水勾配）を青色矢 印で表示する。 ⑭措置を講ずる部分を明示する。 ⑯盛土法面：黄色，切土法面：茶色，河川 等：水色，擁壁：赤色，道路：橙色，公 園・緑地：緑色で適宜着色すること。	○	○	○	○

図 面 3 / 7		法第29条第1項および第2項		法：都市計画法，施行令：都市計画法施行令 規則：都市計画法施行規則，細則：函館市都市計画法施行細則					
添付 順序	図 書 の 名 称	法 令*	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	留 意 事 項	自 己 用			自 用 其 他
						居住	1ヶ月未満業務	1ヶ月以上業務	
7	造成計画断面図	規則16-4	1/1,000以上	①縦横断面線記号 ②縮尺 ③基準線，区域界位置 ④工区の境界 ⑤法面の処置の内容および土工定規図 ⑥現地盤面と計画地盤面および地盤高 ⑦がけ，擁壁，道路・公園等の位置，形状形質，勾配，寸法等および記号 ⑧ボックスカルバート，暗渠排水その他構造物の位置，形状および記号	①断面箇所は造成計画平面図に明記すること。 ②見やすく大きな縮尺を選択すること。 ③区域外に段差があるなどの場合は，区域外も適宜記載すること。 ⑤張芝，勾配，高さなどを表示すること。 ⑦着色は造成計画平面図に準じること。 ○必要な範囲において，外周区域を包括したものであること。	○	○	○	○
8	がけの断面図	規則16-4	1/50以上	①縮尺 ②区域の境界 ③工区の境界 ④がけの高さ，勾配および土質 ⑤切土または盛土をする前の地盤面 ⑥がけ面の保護の方法	 ○切土をした土地の部分に生ずる高さ2 mを超えるがけ，盛土をした土地の部分に生ずる高さ1 mを超えるがけ，または切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2 mを超えるがけについて作成すること。	○	○	○	○
9	擁壁の断面図	規則16-4	1/50以上	①縮尺 ②開発区域の境界 ③工区の境界 ④擁壁の寸法および勾配 ⑤擁壁の材料の種類および寸法 ⑥裏込めコンクリートの寸法 ⑦透水層の位置および寸法 ⑧擁壁を設置する前後の地盤面 ⑨基礎地盤の土質 ⑩基礎くい位置，材料，寸法 ⑪擁壁の展開図 ⑫水抜穴の位置・材料・径および裏込め排水材の材料・形状	⑤鉄筋コンクリート擁壁のときは配筋図も必要。 ⑨土質の種類のほか，現場の土地の地盤支持力（地盤耐力）を記載すること。 ⑨地盤支持力の確認と不足の場合の措置を記載すること。 （例：施工時において平板載荷試験を行い地盤支持力を確認する。地盤支持力が不足している場合は，土の置き換えを行い，その後に再度平板載荷試験を行い，地盤支持力が必要地耐力を上回っていることを確認する。） ○ 大臣認定擁壁を用いるときは，認定書（写し），認定書に付記してある仕様書，認定を受けたときの擁壁の一般図，配筋図が必要となる。	○	○	○	○

図 面 4 / 7		法第29条第1項および第2項			法：都市計画法，施行令：都市計画法施行令 規則：都市計画法施行規則，細則：函館市都市計画法施行細則				
添付 順序	図 書 の 名 称	法 令*	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	留 意 事 項	自 己 用			自 用 其 他
						居住	1ヶ月未満業務	1ヶ月以上業務	
1 0	排水施設 計画平面図 (雨水・汚水)	規則16-4	1/500 以上	①方位，縮尺 ②凡例 ③開発区域の境界 ④工区の境界 ⑤排水区域の区域界 ⑥集水区域 ⑦道路，公園，その他公共の用に供する空地および公共施設の位置および形状 ⑧敷地の形状 ⑨宅地の整理一連番号 ⑩宅地内の宅地排水 ⑪ 排水施設の位置，種類，材料，形状，内のり寸法，勾配，流水方向 ⑫吐口の位置，種類，材料，形状，内のり寸法，高さ，延長等 ⑬放流先の名称，断面 ⑭流量計算書との照合符号 ⑮開発区域外の排水施設	②朱書きすること。 ⑥集水水系別に明示するとともに，管毎の色分けなど見やすく工夫すること。 ⑧建築物等の敷地の形状および面積を記載すること。 ⑧分譲の場合は宅地の整理一連番号を付記すること。 ⑨分譲の場合に必要。 ⑩宅地ごとに宅地排水（水勾配）を青色矢印で表示する。 ⑪開発区域外の排水施設・既設管等との接続位置も明示すること。 ⑮必要に応じて記載すること。	○	○	○	○
1 1	排水施設 縦断面図 (雨水・汚水)	細則7-(7)	縦1/200 以上 横 1/1,000 以上	①方位，縮尺 ②排水管の勾配，管径，土被り，管底高 ③現況地盤高および計画地盤高 ④人孔の種類，形状，位置，間隔	②開発区域外の排水施設・既設管等との接続位置も明示すること。				
1 2	排水施設 構造図 (雨水・汚水)	細則7-(9)	1/50 以上	①縮尺 ②排水施設構造詳細図 ③ 開渠，暗渠，落差工，人孔，雨水桝，吐口等 ④既設管等との接続部の構造	②材料，形状，寸法を明示すること。 ②泥溜の高さ（15cm以上）を記入すること。 ②どの場所に設置するのか，分かりやすく記載すること。 ④開発区域外の排水施設・既設管等との接続部の構造について表示すること。	○	○	○	○
1 3	流末水路 構造図	細則7-(9)	1/50 以上	①縮尺 ②放流先の河川，水路の構造詳細図 ②放流口の排水施設の構造詳細図	②調整池，遊水池などの場合はその構造を明示すること。 ②常水面を表示すること。	○	○	○	○
1 4	道路定規図	細則7-(7)	1/50 以上	①縮尺 ②路面，路盤の詳細 ③幅員 ④道路の横断勾配 ⑤道路側溝の位置，形状，寸法，洗面保護 ⑥雨水桝および取付管の形状 ⑦ 埋設管および人孔の位置，勾配形状，寸法，材質 ⑧植樹柵の位置，形状，寸法	② 道路別，幅員別，構造別に表示すること。 ③法面があるときは，その処置についても記載すること（例：張り芝）。	×	○	○	○

法：都市計画法，施行令：都市計画法施行令
規則：都市計画法施行規則，細則：函館市都市計画法施行細則

図 面 5 / 7		法第29条第1項および第2項		法：都市計画法，施行令：都市計画法施行令 規則：都市計画法施行規則，細則：函館市都市計画法施行細則					
添付 順序	図 書 の 名 称	法 令*	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	留 意 事 項	自 己 用			非 自 己 用 の 他
						居住	1 未 満 業 務	1 以 上 業 務	
1 5	道路横断面図	細則7-(9)	1/100 以上		○許可権者が必要と判断したものを添付すること。	×	○	○	○
1 6	道路縦断面図	細則7-(7)	縦1/200 以上 横 1/1,000 以上	①縮尺 ②開発区域の境界 ③工区の境界 ④距離および測点 ⑤地盤高および計画高 ⑥基準線 ⑦切盛の高さ ⑧勾配および道路排水計画高 ⑨構造物の種類，位置，形状および形質の記号	○必要に応じて区域外も記入すること。 ○ 幹線街路，主要区画街路（幅員6～12m），特殊道路および4 %以上の勾配の道路について作成すること。	×	○	○	○
1 7	防災工事 計画平面図	細則7-(9)	1/1,000 以上	①方位および縮尺 ②開発区域の境界 ③工区の境界等 ④地形（等高線等） ⑤道路，公園，その他公共の用に供する空地および公共施設の位置および形状 ⑥敷地の形状 ⑦宅地の整理一連番号 ⑧宅地内の宅地排水 ⑨計画道路等の位置等 ⑩防災施設の位置，形状，寸法，名称および材質 ⑪防災施設の設置時期および期間 ⑫軟弱地盤除却位置および除却深さ ⑬表土の除却位置 ⑭工事中の雨水，排水系路および工事中用防災施設 ⑮擁壁，工作物等の位置，形状，材質および内のり寸法	②朱書きすること。 ⑥建築物等の敷地の形状および面積を記載すること。 ⑥分譲の場合は宅地の整理一連番号を付記すること。 ⑦分譲の場合に必要 ⑧宅地ごとに宅地排水（水勾配）を青色矢印で表示する。 ○ 防災調節地，調整池，沈砂地，仮排水路，暗渠排水路および洗面保護等についても作成すること。 ○必要に応じて防災計画図書を別途作成すること。	×	○	○	○
1 8	防災施設 構造図	細則7-(9)	1/50 以上	①縮尺 ②施設全幅の断面図 ③施設の端部（擁壁等）の断面の定規図（標準断面） ④流出・流入部の構造図 ⑤フェンス等の工作物の構造図	② 調整池，沈砂地等の場合に表示すること。 ②施設全幅の断面図を作成した場合，断面箇所を防災工事計画平面図に明記すること。 ③複数の断面について作成すること。 ○ 防災調節地，調整池，沈砂地，仮排水路，暗渠排水路および洗面保護等について作成すること。	×	○	○	○

図 面 6 / 7		法第29条第1項および第2項			法：都市計画法，施行令：都市計画法施行令 規則：都市計画法施行規則，細則：函館市都市計画法施行細則				
添付 順序	図 書 の 名 称	法 令*	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	留 意 事 項	自 己 用			自 用 其 他
						居住	1 ～ 未 満 業 務	1 ～ 以 上 業 務	
1 9	給水施設 計画平面図	規則16-4	1/500 以上	①方位・縮尺 ②開発区域の境界 ③工区の境界等 ④道路，公園，その他公共の用に供する空地および公共施設の位置および形状 ⑤敷地の形状 ⑥宅地の整理一連番号 ⑦宅地内の宅地排水 ⑧給水施設の位置，形状，材質および内のり寸法 ⑨給水方法（取水方法）および位置 ⑩消火栓の位置および種類 ⑪ポンプ施設，貯水施設，浄水施設の位置および形状形質	②朱書きすること。 ⑤建築物等の敷地の形状および面積を記載すること。 ⑤分譲の場合は宅地の整理一連番号を付記すること。 ⑥分譲の場合に必要。 ⑦宅地ごとに宅地排水（水勾配）を青色矢印で表示する。 ⑨ 水道の場合は，接続位置を記載すること。	×	○	○	○
2 0	構造計算書	細則7-(8)			○鉄筋コンクリート擁壁，無筋コンクリート擁壁，橋梁等の構造物を設置するとき に作成すること。 ○国土交通省の図面等を使用したときはその 写しを提出すること。 ○ 沈下，地耐力等についても作成すること。	○	○	○	○
2 1	安定計算書	細則7-(8)			○擁壁で保護しないがけ等について作成すること。	○	○	○	○
2 2	水理計算書	細則7-(8)			○排水施設，下水道施設，防災施設等について作成すること。	○	○	○	○
2 3	工程表	細則7-(9)				○	○	○	○
2 4	予定建築物 および工作物等 の立面図 および平面図	細則7-(9)	1/100 以上	①方位，縮尺 ②凡例 ③平面図 ④立面図 ⑤間取 ⑥各室の用途 ⑦開口部の位置 ⑧各階の床面積，延べ床面積および建築面積 ⑨建蔽率および容積率 ⑩軒の高さおよび建物の高さ	⑧計算式を付記すること。 ⑨計算式を付記すること。	○	○	○	○ 分譲 用地 は不 要
2 5	その他公共， 公益施設 計画平面図	細則7-(9)	1/100 以上	①方位，縮尺 ②平面図	○公共施設・公益施設について記載すること。	×	○	○	○
2 6	仕様書	細則7-(9)			○北海道の土木工事共通仕様書に準じた工事 以外の工事を行うときに提出すること。	○	○	○	○

図 面 7 / 7		法第29条第1項および第2項			法：都市計画法，施行令：都市計画法施行令 規則：都市計画法施行規則，細則：函館市都市計画法施行細則				
添付 順序	図 書 の 名 称	法 令*	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	留 意 事 項	自 己 用			自 用 其 他
						居住	1 ～ 未 満 業 務	1 ～ 以 上 業 務	
27	公園，緑地等 平面図	細則7-(9)	1/100 以上	①方位，縮尺 ②凡例 ③開発区域の境界 ④工区の境界等を表示 ⑤開発行為に関する工事に係る区域 ⑥法面の処置の内容および土工定規図 ⑦がけ，または擁壁の位置 ⑧道路の位置，形状，幅員および勾配 を記載 ⑨分譲宅地の整理一連番号 ⑩宅地内の宅地排水	③公園，緑地等の周囲にある開発区域の境 界について記載すること。 ③朱書きすること。 ④公園，緑地等の周囲にある工区の境界に ついて記載すること。 ⑤公園，緑地等の周囲で実施する開発行為 に関する工事に係る区域について記載す ⑥公園，緑地等の内部および周囲のものに ついて記載すること。 ⑥土工定規図には，張芝，勾配，高さなど を記載すること。 ⑧公園，緑地等に隣接するものについて記 載すること。 ⑨公園，緑地等に隣接するものについて記 載すること。 ⑩公園，緑地等に隣接するものについて記 載すること。 ⑩宅地ごとに宅地排水（水勾配）を青色矢 印で表示する。 ○公園，緑地等について作成すること。	×	○	○	○
28	公園緑地等 その他図面	細則7-(9)	1/100 以上	①縮尺 ②断面図 ③詳細図	②公園，緑地等の内部または隣接箇所に， 擁壁，法面等による高低差がある場合 について作成すること。 ②断面図を作成した場合は，平面図に断面 位置・記号を表示すること。 ③フェンス，園名板，ベンチ，遊具，浸透 枳等の構造物がある場合について作成す ること。	×	○	○	○
29	工作物の詳細図	細則7-(9)	適 宜		○ フェンス，看板等について作成するこ と。	○	○	○	○
30	その他許可権者 が必要と認め指 示する図面	細則7-(9)				○	○	○	○

※場合によっては，明示内容・縮尺を変更することも可能なので，その際には協議すること。